国内における「少年大会特別規定」

国内における少年(中学生以下)の試合は、国際柔道連盟試合審判規定に則って行われるが、安全面を考慮し、次の条項を加え、あるいは置き換えたものによって行なうものとする。

1、加えるもの

第27条 (禁止事項と罰則)

指導 (軽微な違反)

- 1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。 ただし、技を施すため、瞬間的(1,2秒程度)に握ることを認める。 (注)中学生は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることを認める。
- 2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
- 3. 関節技及び絞技を用いること。 (注)中学生は、絞技を用いることは認める。三角絞は認めない。
- 4. 無理な巻き込み技を施すこと。
- 5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
- 6. 小学生以下が、裏投を施すこと。

反則負け(重大な違反)

- 1. 攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めること。
- 2. 「逆背負投」(通称)の様な技を施すこと。

第27条 (附則)

指導 (軽微な違反)

- 1. 〔相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること〕関係
 - ①「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側(うなじあたり)の 範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にず らした場合でも「後ろ襟」とみなす。
 - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態をい う。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を 握る状態になっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等(内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等)をかけることは、〔瞬間的(1,2 秒程度)〕の事項を適用せず、また、その後、連絡 した技や変化した技についても、技の効果が途切れるまで継続を認める。
- 2. 〔両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。〕関係 両膝を最初から畳につくとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほと んど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。
- 3. 「関節技及び絞技を用いること。」関係
 - ①寝技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角 絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている 状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐた めに、早めに「待て」とする。また、通称「三角固」の体勢となった時点で、危

険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」 とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続となる。

- ②故意ではなかったが、関節が極まった場合は、「待て」とする。
 - (注) 小学生以下は、絞技についても同様とする。
- 4. 〔無理な巻き込み技を施すこと。〕関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。

5. 〔相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。〕関係 「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけ て施した場合のみをいう。

反則負け(重大な違反)

2. [「逆背負投」(通称)の様な技を施すこと。] 関係

例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

第26条(抑え込み) 附則に次を加える

寝技の攻撃・防御において、脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断したときは「待て」とする。

2、置き換えるもの

第20条 (一本) 附則

絞技は、「技の効果が十分現れた場合」を適用し、見込みによる「一本」とすることができる。

- 3、本規定の改廃は、全日本柔道連盟審判委員会において協議し、常務理事会の承認を得て行う。
- 付則 この申し合わせは、平成22年5月1日より実施する。

平成23年6月14日 部分変更

平成27年3月31日改正 平成27年6月1日より施行する。

平成 27 年 11 月 30 日 改正